

平成 30 年 度

# 主要施策の概要

平成 30 年 4 月

石川県警察本部

# 目 次

はじめに	1
<b>第1 石川県警察の現勢</b>	<b>2</b>
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
<b>第2 平成30年石川県警察運営の指針及び重点目標</b>	<b>4</b>
<b>第3 重点目標に基づく主要施策の概要</b>	<b>5</b>
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	5
(1) JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進	5
(2) 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進	6
(3) JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進	6
(4) 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進	7
(5) 訪日外国人等の急増への対応	7
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	9
(1) 安全安心まちづくりの推進	9
(2) 総合的なサイバー犯罪対策の推進	10
(3) 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	11
(4) 適正な許可等業務の推進	12
(5) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	12
(6) 初動警察刷新強化の取組の定着化	13
3 人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進	14
(1) 人身安全関連事案への的確な対処	15
(2) 子供・女性・高齢者安全対策の推進	15
(3) 少年の非行防止総合対策の推進	16
(4) 少年の保護総合対策の推進	16
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	17
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	17
(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	18
(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	18
(4) 検挙力の強化	19
5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現	21
(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進	22
(2) 安全で円滑な交通環境の実現	27
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	30
(1) 多様化する脅威への対応	31
(2) 緊急事態対策の推進	32
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	33
(1) 警察力の充実強化	33
(2) 県民の立場に立った警察活動の推進	35
<b>第4 警察予算</b>	<b>37</b>
1 警察費の概要	37
2 主要事業	37
3 平成30年度当初予算警察本部主要事業の概要	39

## はじめに

県内の治安情勢は、近年、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成15年の半数以下の水準で推移するとともに、交通事故についても、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少傾向にあるなど、数値の上では一定の改善がみられる。

しかしながら、子供や女性が被害者となる殺人等の凶悪事件が依然として発生し、また、特殊詐欺の被害も、高齢者を中心に、被害件数・被害額共に高水準で推移しているほか、悲惨な交通死亡事故等の重大事故の発生も後を絶たないなど、県民の生活を脅かす事件・事故が日々発生している。

また、国内外に目を向けると、国際テロやサイバー空間における脅威の深刻化、六代目山口組分裂に端を発する暴力団の対立抗争の激化等、治安を取り巻く環境は刻一刻と変化している。

さらに、平成30年には、県内で「第17回日本スカウトジャンボリー」が開催されることから、これに伴う大規模警備に万全を期す必要がある。

これらの山積する治安課題を克服し、県民の期待と信頼に応えていくためには、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保し、その早期戦力化を図ることはもとより、徹底した業務の合理化・実質化を推進することで警察力を質的に強化するとともに、社会情勢の変化が治安に与える影響を的確に分析・予測し、地域住民、関係機関・団体等の地域社会と一体となった諸対策を一層強力に推進する必要がある。

そして、警察職員一人一人が高い士気と厳正な規律を保持しながら積極的に職務を遂行しつつ、検挙力と事態対処能力を兼ね備えた力強い警察を確立することにより、安全で安心して暮らせる石川を実現させなければならない。

よって、平成30年石川県警察運営の指針を、

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

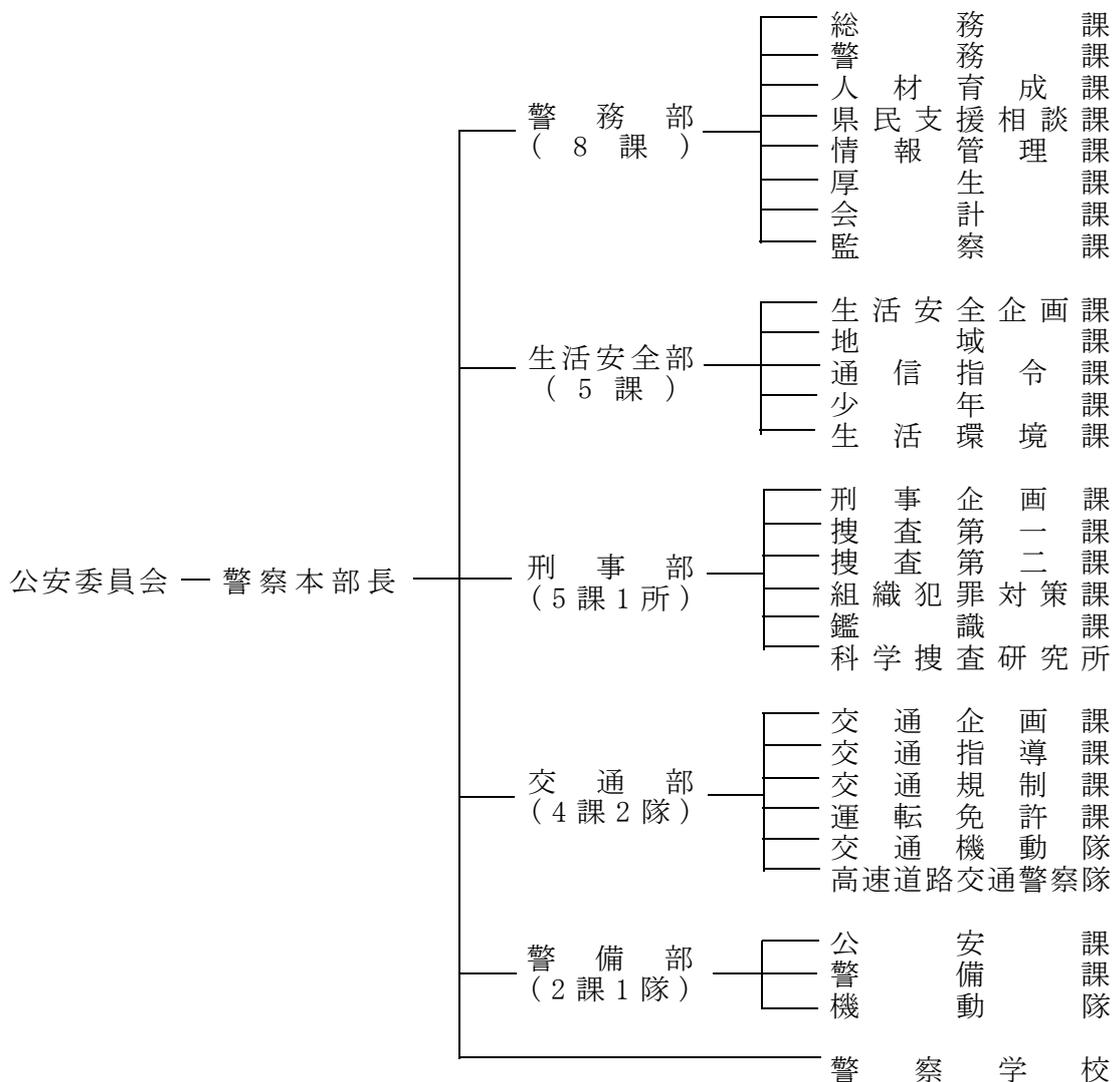
としたものである。

# 第1 石川県警察の現勢

## 1 組織機構

### (1) 警察本部

(平成30年4月1日現在)



### (2) 警察署

(平成30年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	寺井	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
交番	16	12	8	4	5	3	6	4	2	3	2		65
駐在所	3	2	1	8	8	4	13	2	16	17	15(1)	17	106(1)
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
連絡所								3					3
合計	19	14	9	13	14	7	19	9	18	20	18(1)	17	177(1)

注：( ) は、内数で、季節駐在所（舳倉島）を示す。

## 2 人員

警察法第55条以下の定めにより、次のとおり職員を置いている。

- 警察法第57条に定める地方警務官は、8人
- 警察法第57条及び石川県警察職員定数条例に定める地方警察職員は、警察官1,977人及びその他の職員379人（計2,356人）

### 【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
警 察 官	1,930	1,930	1,930	1,942	1,951	1,951	1,960	1,969	1,977	1,977
増 減	+11	0	0	+12	+9	0	+9	+9	+8	0
その他の職員	355	349	343	337	332	329	327	327	327	327
増 減	-7	-6	-6	-6	-5	-3	-2	0	0	0
計	2,285	2,279	2,273	2,279	2,283	2,280	2,287	2,296	2,304	2,304
増 減	+4	-6	-6	+6	+4	-3	+7	+9	+8	0

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

注2：平成25年の警察官定数は5月16日現在である。

## 3 機動力（平成30年4月1日現在）

### (1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	川崎重工業社製 B K117型	
性 能	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	約 400km
	航 続 時 間	約 2.0時間
	最 大 全 備 重 量	3,350kg
	座 席 数	最大 10席
配 備 年 月 日	平成 11 年 3 月 18 日	

生活安全部地域課 航空隊所在地 金沢市湊1丁目55番20号

### (2) 船舶

船 名	配置先	概				要	
		配置年月	定員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V 型	18.20	20

### (3) 車両

車 種 別		保 有 台 数	
四 輪 車	パ ト カ ー	警 ら 用	32
		小 型 警 ら 用	165
		交 通 用	31
	交 通 事 故 処 理 車	22	
	指 揮 用 車	40	
	捜 査 用 車	150	
	輸 送 車	28	
そ の 他	150		
二 輪 車	白	33	
	バ イ ク	23	
合 計		674	



## 運営の指針

**県民の期待と信頼に応える力強い警察**  
**～安全で安心して暮らせる石川の実現～**

## 重点目標

- **交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進**
- **県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現**
- **多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

### 第3 重点目標に基づく主要施策の概要

#### 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

県内の社会情勢については、北陸新幹線金沢開業に代表される陸・海・空の広域的な交通ネットワークの整備や、金沢マラソンを始めとする大規模イベントの定着、学術会議等各種コンベンション・会議の県内開催等により、国内外からの観光客等来県者数が大幅に増加し、交流人口が拡大している。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて訪日外国人等の増加が見込まれる中、県民のみならず観光客等来県者が安全安心を実感できるような環境を整備していく一方、これらに紛れた犯罪組織の流入やソフトターゲットに対するテロの脅威等への対策を強力に推進していく必要がある。

県警察としては、引き続き警察活動を通じて県勢の発展を支えるため、検挙力と事態対処能力を強化しつつ、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測しながら、各種治安対策を組織的・計画的に進める必要がある。

#### 施策の目標

- 交流人口の更なる拡大による治安への影響を予測し、組織的・計画的に各種対策を推進する。

#### (1) JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進

##### ア JR金沢駅周辺、観光地等を重点とした犯罪抑止対策の推進

自治体、関係機関・団体及び地域住民等との「金沢駅周辺地区総合安全対策連絡会議」の開催や合同パトロールの実施等、官民一体となった活動により、各種犯罪抑止対策を推進する。

また、JR西日本金沢支社等と連携し、北陸新幹線利用者等に対する広報啓発活動を行うなど、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の被害防止対策を推進する。

##### イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

繁華街における風俗実態を徹底的に把握し、観光客等に不安や不快感を与える悪質な客引き行為や禁止区域内における営業行為等について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や石川県迷惑行為等防止条例等を活用した厳正な取締りと迅速な行政処分を推進する。

##### ウ JR金沢駅、観光地等における雑踏対策の推進

イベント主催者等関係者に対する積極的な助言や関係機関との連絡を密にした事前対策を推進し、雑踏事故等の未然防止を図る。

## (2) 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進

### ア 交通ネットワークを利用する犯罪の徹底検挙

広域的に整備された交通ネットワークを利用して敢行される特殊詐欺等各種犯罪に的確に対応するため、犯罪認知時に効果的な捜査力を投入して、捜査体制を早期に確立する。

また、公共交通機関と連携し、迅速・的確な初動捜査等を展開するなどにより、被疑者の早期検挙と連続発生を防止を図る。

### イ 各種訓練等による検挙力及び事態対処能力の強化

刻一刻と変化する犯罪情勢に的確に対応するため、社会情勢の変化が治安に与える影響を的確に分析・予測し、これに応じた各種訓練を計画的に行い、検挙力及び事態対処能力を強化する。

## (3) JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進

### ア JR金沢駅・観光地周辺を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅や観光地周辺における違法駐車取締りを行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通の安全と円滑化を図る。

### イ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

#### (ア) 道路管理者等関係機関・団体との連携

のと里山海道及び能越自動車道の交通環境の変化を踏まえ、「のと里山海道交通安全対策協議会」の開催や能越自動車道の安全確保に向けた協議の実施等、自治体、関係機関・団体等と連携した各種交通安全対策を推進する。



【交通安全出動式（高松SA）】

#### (イ) 交通指導取締り及び広報啓発の推進

のと里山海道及び能越自動車道を通行するドライバーの交通安全意識の高揚を図るため、管轄警察署及び交通機動隊が連携して、交通指導取締り、警戒活動、広報啓発活動等を推進する。

#### (ロ) 交通実態の変化に応じた交通規制の実施及び安全対策の推進

交通の安全と円滑を図るため、路上作業時や悪天候等、交通環境や交通状況の変化に即した臨時交通規制を実施するほか、逆走事案、歩行者等の立入り事案、正面衝突事故等を防止するため、関係機関・団体等と連携した対策を推進する。

#### (4) 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進

##### ア 関係機関と連携した水際対策の徹底

テロリスト等犯罪組織に関わる者の入国を防ぐため、入国管理局や税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（A P I S）<sup>(注)</sup>等を活用した水際対策を推進する。

また、金沢港、七尾港、小松空港及び能登空港において、関係機関と連携し、具体的な事案を想定した訓練を実施するほか、施設警備の改善を図る。

(注) 事前旅客情報システム（A P I S）とは、「Advance Passenger Information System」の略で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と、関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステムをいう。

##### イ ソフトターゲットに対する警戒強化

海外において、不特定多数の人が集まる大規模集客施設や公共交通機関等のソフトターゲットを標的としたテロ事件が発生していることから、これらソフトターゲットに対して、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。



【金沢マラソンにおける警戒状況】

#### (5) 訪日外国人等の急増への対応

##### ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

日本語を解さない外国人からの通報や各種届出等に的確に対応できる体制を整備するとともに、これらの事案へ迅速に対処するため、コミュニケーション支援のための各種資料や資機材の活用、外国語が可能な警察官の配置、日本語を解さない外国人による110番通報を想定した現場対応訓練等を推進する。

##### イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

遺失届・拾得物の受理等に係る外国語対応や、外国人を対象とした講習・講話による外国語での防犯・防災情報提供等、日本語を解さない外国人が、我が国警察に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めるとともに、警察施設及び車両に外国語を表示するなど、我が国警察に関する制度・手続等の分かりやすさの確保に努める。

##### ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

語学に素養のある警察官を通訳人材として積極的に育成するとともに、警察署

における通訳チームの効果的運用に努めるなど、通訳人材の確保及び運用を強化する。

また、外国文化や宗教等に関する理解の促進、各種英会話教材の活用等により、外国人に対する職員の対応能力の向上を図るとともに、関係機関・団体等との連携を強化するなど、訪日外国人等の増加に対応するための基盤整備を継続的に推進する。

## 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録し、ピーク時の3分の1以下となったほか、特殊詐欺の被害も件数、被害額ともに前年より減少し、特に被害額は半減するなど、これまでの治安対策の成果がみられるところである。

しかしながら、特殊詐欺の被害は依然高齢者を中心に発生しており、また、子供や女性が被害者となる殺人等の凶悪事件も発生している。

さらに、サイバー空間には新たな脅威が次々と出現していることに加え、悪質商法等県民の生活を脅かす事案もみられるなど、県民の不安を払拭するには至っていない状況である。

このような現下の治安情勢に対処するためには、初動警察活動における事態対処能力を強化し、迅速・的確な検挙活動を図るとともに、地域の犯罪情勢や要望を的確に把握・分析し、地域の実態に即した街頭活動ときめ細かな情報発信・広報啓発活動を行うことが必要である。

加えて、自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携協働し、防犯カメラの設置を促進するほか、防犯ボランティア活動の活性・定着化を図るなど、地域社会と一体となった犯罪抑止対策を推進することにより、「犯罪の起きにくい社会づくり」を実現する必要がある。

### 【刑法犯認知件数・検挙状況の推移】

区分	年別	平15	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	
													件(人)数	率(%)
認知件数(件)		17,700	9,689	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	5,393	-809	-13.0
検挙件数(件)		6,667	3,714	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	2,409	-275	-10.2
検挙人員(人)		2,994	2,195	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,687	1,472	-215	-12.7
うち少年(人)		1,126	620	594	571	546	451	332	274	242	257	140	-117	-45.5
検挙率(%)		37.5	38.3	34.8	35	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	44.7	1.4	ポイント

※ 平成15年の刑法犯認知件数17,700件は過去最多

### 施策の目標

- 各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進するとともに、地域の規範意識と防犯意識の向上を図る。
- 自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携協働するとともに、防犯ボランティアの活性化を図るなど、地域社会一体となった犯罪抑止対策を推進する。

### (1) 安全安心まちづくりの推進

#### ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を分析し、多発犯罪や地域住民が不安に感じる犯罪、悪質性の高い犯罪等について効果的な犯罪抑止対策を推進する。

また、自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働した防犯活動を推進し、社会一体となった犯罪抑止対策を推進する。

#### **イ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進**

地域における防犯ボランティア構成員の実態や活動上の問題点等を把握した上で、次世代の人材確保や防犯ボランティア活動の持続に向けた支援対策を推進する。

また、自治体等と連携し、講習等を通じて防犯ボランティアの防犯知識の向上に努めるとともに、犯罪情報等の提供による活動の支援を図る。

#### **ウ 社会の規範意識・防犯意識の向上**

万引き、自転車盗及び公共の場所における落書きといった社会の秩序を乱す犯罪等に対して積極的な取締りを行うとともに、防犯に関する広報啓発活動を推進し、社会の規範意識や防犯意識の向上を図る。

また、自治体や関係機関・団体等に働き掛け、防犯カメラの設置を促進する。

#### **エ 特殊詐欺予防対策の推進**

あらゆる機会・手段を活用した広報啓発活動により、特殊詐欺に対する県民の抵抗力の強化に努めるとともに、通話録音警告機等の防犯機器の普及促進を図り、県民がだまされないための対策を推進する。

また、たとえだまされたとしても、金銭が犯行グループに渡ることのないよう、金融機関等と連携した水際対策をより強力に推進し、社会一体となった予防対策を図る。

### **(2) 総合的なサイバー犯罪対策の推進**

#### **ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上**

警察全体のサイバー犯罪に対する対処能力の向上を図るため、各種教養や対処訓練を積極的に推進し、より高度かつ最新の情報通信技術を有する人材の育成に努める。

#### **イ サイバー犯罪の被害防止に向けた官民一体となった取組の推進**

多発するサイバー犯罪に的確に対処するため、警察、民間事業者及び学術機関の官民連携による情報共有や共同対処を強化するとともに、防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動を推進し、社会全体でサイバーセキュリティ意識の向上に向けた機運を醸成する。

#### **ウ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対する取締り及び被害防止対策の推進**

インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対して、認知時における迅速な対応や他の都道府県警察との合同・共同捜査を展開するとともに、金融機関

やインターネットバンキング利用者等に対するセキュリティ機能強化のための注意喚起等の対策を推進する。

## エ インターネット上の違法情報・有害情報排除総合対策の推進

サイバーパトロールの強化等による違法情報・有害情報の発見に努めるとともに、インターネット・ホットラインセンター（IHC）<sup>(注1)</sup>と連携したサイト管理者等への違法情報等の削除依頼や全国協働捜査方式<sup>(注2)</sup>を活用した取締りを推進する。

(注1) インターネット・ホットラインセンター（IHC）とは、一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、違法情報を警察へ通報するとともに、国内外のウェブサーバに蔵置された違法情報・有害情報についてサイト管理者等へ削除依頼を行う団体をいう。

(注2) 全国協働捜査方式とは、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式をいう。

## オ コミュニティサイト等に起因する児童被害の防止及び取締りの推進

コミュニティサイト等に起因する児童被害を抑止するため、違法情報を発見した場合には、サイト管理者に対して違法情報の削除を依頼するほか、保護者、児童等に対して広報啓発を図るなど、被害防止を図るとともに違法行為の取締りを推進する。

## カ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備と部門間連携の強化

サイバー犯罪に的確に対応するため、サイバーセキュリティ対策委員会を中心とした対処体制の確立と部門間の情報共有及び連携強化を図る。

### (3) 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

#### ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期の事件化

悪質商法事犯<sup>(注)</sup>を認知した場合は、被害の拡大防止を念頭に、迅速・適切な対応と特定商取引に関する法律等の関係法令を多角的に活用して早期検挙を図る。

(注) 悪質商法事犯とは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」のうち、預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯、特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等の事犯をいう。

#### イ 広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進

各種警察活動や関係機関との連携強化により、ヤミ金融事犯<sup>(注)</sup>の情報収集に努め、暴力団が関与している又は広域にわたって敢行されるヤミ金融事犯の取締りを推進する。

(注) ヤミ金融事犯とは、出資法違反（高金利等）、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯並びに貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反及び携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

## ウ 営業秘密侵害事犯の取締りの推進

企業や関係団体に対して、不正競争防止法に関する広報啓発活動を積極的に推進し、営業秘密侵害事犯<sup>(注)</sup>の早期届出を促すとともに、認知時における適切な対応と取締りを推進する。

(注) 営業秘密侵害事犯とは、秘密として管理される企業情報（技術情報、顧客名簿等）を侵害する事犯をいう。

## エ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等の取締りの推進

産業廃棄物に係る無許可収集運搬や不法投棄事犯等の環境事犯<sup>(注1)</sup>、食の安全に係る事犯等の県民の健康を脅かすおそれのある保健衛生事犯<sup>(注2)</sup>、知的財産権の侵害につながる偽ブランド事犯<sup>(注3)</sup>等の情報収集に努め、関係機関と連携して積極的な取締りを推進する。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、鳥獣保護管理法違反及び動物愛護管理法違反等に係る事犯をいう。

(注2) 保健衛生事犯とは、薬事関係事犯、医事関係事犯及び美容師法違反等の公衆衛生関係等に係る事犯をいう。

(注3) 偽ブランド事犯とは、商標法違反、著作権法違反及び不正競争防止法違反等に係る事犯をいう。

## オ 被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の一層の推進

ヤミ金融事犯等による被害の拡大防止や犯罪収益の移転防止等のため、金融機関に対する口座凍結依頼や携帯電話事業者に対する契約者確認要求等の情報提供を積極的に推進する。

### (4) 適正な許可等業務の推進

#### ア 厳正な許可等事務の管理及び運用の推進

申請・相談への適切な対応を始め、許可等事務における適正管理を徹底するとともに、法令に基づいた厳正な業務を推進する。

#### イ 業務の合理化・効率化の推進

許可等事務管理システム<sup>(注)</sup>を効果的に活用し、許可等業務の合理化・効率化を一層推進する。

(注) 許可等事務管理システムとは、警察署の担当者が入力した許可等申請への対応・進捗状況を警察本部でも確認することで、円滑な事務運用等を図るシステムをいう。

### (5) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

#### ア 職務質問を始めとする積極的な街頭活動等の推進

犯罪が多発する時間帯・地域、繁華街、駅等に重点を置いたパトロールや交番

等における警戒活動等の街頭活動を推進する。

また、交番における警察官不在時の補完措置として、引き続き県内の全交番に交番相談員を配置し、地域住民からの各種相談等へ対応するなど、交番の機能強化を図る。

#### **イ 地域警察官の現場執行力の向上**

地域警察官の事態対処能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、職務質問技能指導官<sup>(注)</sup>等が中心となって交番等に勤務する地域警察官に対して実戦的教養を行うなど、現場執行力の向上を図る。

(注) 職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を次世代に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

#### **ウ 地域に密着した活動の推進**

地域の実態や地域住民の意見要望等の把握のため、巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会を積極的に行うほか、防犯ボランティアとの合同パトロールを実施するなど、地域に密着した活動を推進する。

### **(6) 初動警察刷新強化の取組の定着化**

#### **ア 通信指令機能の強化**

通信指令は初動警察活動<sup>(注)</sup>の要であるから、通信指令体制の充実強化や各種通信指令システムの効果的活用・更新整備により、通信指令機能の強化を図る。

(注) 初動警察活動とは、平時における警察の態勢を前提として都道府県警察が行う、事件事故に即応した初期的な警察活動をいい、その指揮に当たる通信指令を含むものをいう。例えば、事件及び事故の届出・通報の受理、現場への臨場とそれに伴う初期的な活動等である。

#### **イ 通信指令を担う人材の育成強化**

通信指令技能指導員<sup>(注)</sup>・準技能指導員等による指導教養を効果的に行うとともに、通信指令無線通話技能競技会や各種研修会の開催により、通信指令を担う人材の育成強化を図る。

(注) 通信指令技能指導員とは、通信指令実務に関する優れた技能又は知識を有し、その技能を次世代に伝承するため、生活安全部長が指定した警察官をいう。

#### **ウ 初動警察における事態対処能力の強化**

重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練を推進するとともに、通信指令部門と事件・事故主管部門との連携を強化し、初動警察活動における事態対処能力の強化を図る。

### 3 人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進

ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案は、事態が急展開して、殺人事件等の重大事件へ発展することが懸念されることから、引き続き、事案の認知の段階から、迅速・的確な組織的対応による被害者等の安全確保を最優先とした措置を徹底する必要がある。

また、子供や女性に危害が加えられる事件は、ひとたび発生すれば、被害者等のみならず、地域社会に大きな衝撃を与えることから、声掛け事案等犯罪の前兆とみられる段階から行為者を早期に特定し、検挙や指導・警告を行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携した警戒強化や防犯意識向上のための取組の浸透と定着化を推進する必要がある。

一方、県内の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙人員が減少傾向にあるものの、少年による強盗事件が発生しているほか、非行少年の低年齢化傾向が見受けられることから、積極的な事件捜査や街頭補導活動の強化に加え、関係機関や地域社会と連携して少年の規範意識の醸成や立ち直り支援を図るなど、総合的な少年の非行防止対策を推進する必要がある。

また、児童虐待事案の認知件数や児童相談所への通告件数は年々増加しているほか、インターネット利用に起因する福祉犯事件も後を絶たないことから、関係機関と緊密に連携して児童の安全確保に努めるとともに、福祉犯被害防止に向けた取締りの強化や広報啓発による有害環境の浄化に努めるなど、総合的な少年の保護対策を推進する必要がある。

#### 【ストーカー事案認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	件数	率(%)
認知件数	125	179	145	120	212	223	276	261	186	188	2	1.1
検挙件数	10	10	11	10	21	24	31	24	26	23	-3	-11.5

#### 【DV事案認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	件数	率(%)
認知件数	243	253	281	246	346	365	393	407	404	376	-28	-6.9
検挙件数	39	25	28	23	42	45	47	76	91	59	-32	-35.2

#### 【刑法犯少年検挙補導状況の推移】

区分	年別											増減	
	平14	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	件数	率(%)
刑法犯少年	1,416	757	749	709	680	569	462	377	342	359	227	-132	-36.8
うち犯罪少年	1,258	620	594	571	546	451	332	274	242	257	140	-117	-45.5

## 施策の目標

- 人身の安全を早急に確保する必要がある事案について、被害者等の安全確保を最優先に、組織一体となって対処するとともに、関係機関等と連携して諸対策を推進する。
- 少年による犯罪行為や不良行為の更なる減少を目指し、少年非行防止対策を強化する。また、児童虐待への迅速的確な対応により児童の安全を確保するとともに、福祉犯取締りの強化や有害環境の浄化対策等により少年の保護対策を推進する。

### (1) 人身安全関連事案への的確な対処

#### ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の徹底

被害者等の安全を早期に確保する必要がある事案は、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門等が連携し、事案の危険性・切迫性を的確に見極め、最も効率的かつ適切な対処を行うとともに、認知した全ての事案について警察本部が把握して組織的に対処し、被害の未然防止・拡大防止の徹底を図る。

#### イ 人身安全関連事案に対する迅速・的確な対応

被害者や親族等に危害が及ぶおそれがある場合は、他の都道府県警察や関係機関・団体等とも連携しつつ、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先とした避難措置や、あらゆる法令を適用した検挙措置等を積極的に講ずるなど、被害者等の安全確保のため、総合的な対策を推進する。

### (2) 子供・女性・高齢者安全対策の推進

#### ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛けやつきまとい等のいわゆる前兆事案の行為者に対して、迅速・的確な指導・警告を行うなど、積極的な先制・予防的活動を推進する。

#### イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

子供や女性を犯罪被害から守るため、これらを対象とする犯罪等に関する情報の収集・分析や他部門と連携した被疑者の早期検挙に努めるほか、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

#### ウ 高齢者を始めとする認知症等に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

増加傾向にある認知症に係る行方不明事案に対応するため、認知症の特性や対応要領について理解を深めるとともに、自治体、関係機関等との連携を強化し、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護に努める。

### (3) 少年の非行防止総合対策の推進

#### ア 集団的不良交友関係を視野に入れた少年事件捜査の推進

あらゆる警察活動を通じた情報収集と迅速かつ適正な捜査により、積極的な検挙・補導活動を行い、不良交友関係を解消させる。

#### イ 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

学校や教育委員会等の関係機関や少年警察ボランティア等の地域社会と連携した街頭補導、広報啓発活動により、少年の規範意識の醸成を図るとともに、過去に非行少年として取り扱った少年に対して継続的な指導・助言を行うなど、効果的な立ち直り支援活動を推進する。

#### ウ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

いじめ問題に関する相談やいじめによる被害の届出がなされた場合は、迅速かつ確実に受理するとともに、学校との情報共有による早期の実態把握に努める。

また、被害少年等の立場に立った的確な対応を徹底する。

### (4) 少年の保護総合対策の推進

#### ア 児童虐待への対応における取組の強化

児童虐待事案に迅速的確に対応するため、教養訓練等により事態対処能力の向上を図るとともに、児童相談所、学校等の関係機関と緊密に情報共有を行うなど、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

#### イ 児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯の取締りと児童の保護の推進

積極的な情報収集により、児童が性的被害者となる悪質な福祉犯の取締りを推進し、被疑者の検挙と被害児童の早期保護に努める。

また、サイバー空間における被害防止と児童の保護のため、サイバー補導<sup>(注)</sup>を強化する。

(注) サイバー補導とは、児童が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導することをいう。

#### ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

インターネットに起因する犯罪被害の防止を図るため、関係機関・団体、事業者等と連携し、少年及び保護者に対する安全安心なインターネット利用に関する広報啓発活動を推進するとともに、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリング設定について普及促進を図る。

#### 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

県内の刑法犯認知件数は減少傾向が継続し、刑法犯の検挙率は上昇傾向にあるものの、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が相次いで発生しているほか、特殊詐欺については認知件数、被害額共に高水準で推移するなど、予断を許さない状況である。

また、暴力団情勢は、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、任侠山口組が新たに指定暴力団に指定されるなど予断を許さない情勢が続いているほか、組織実態を隠蔽して企業活動・公共事業への不当介入や組織的に特殊詐欺を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた資金獲得犯罪を敢行している状況である。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して被害の拡大を防止するとともに、被害の早期回復を図るなど、県民の不安を解消することが強く求められている。

県民の期待に応えるため、適正捜査の推進や刑事訴訟法等の改正による新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築はもとより、捜査手法や取調べの高度化、初動捜査における客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実と活用等により、検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙し、県民の安全安心を確保する必要がある。

##### 【重要犯罪認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増 減	
											件(人)数	率(%)
認知件数 (件)	59	54	48	74	82	91	92	90	60	73	+13	+21.7
検挙件数 (件)	45	50	40	55	66	75	82	74	59	49	-10	-16.9
検挙人員 (人)	34	36	30	35	51	51	35	44	42	38	-4	-9.5
検挙率 (%)	76.3	92.6	83.3	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	98.3	67.1	-31.2ポイント	

注1：重要犯罪とは、殺人、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

注2：全刑法犯の認知・検挙状況は9頁の表を参照

##### 施策の目標

- 重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

#### (1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

##### ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

##### (ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時においては、素早い立ち上がりや捜査員の大量投入等早期に捜査体制を確立するとともに、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙

を図る。

(イ) 未解決重要事件の捜査

捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、DNA型鑑定等の科学技術を活用して被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

**イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙**

発生状況等を分析して被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、広域事件捜査を推進する。

**ウ 特殊事件への対応力の強化**

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件の対応力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

**ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙**

被害認知時には、現金等の交付形態に応じて積極的なだまされた振り作戦による受け子<sup>(注)</sup>等の検挙を徹底するとともに、押収資料の分析、各種情報収集を徹底することで、犯行グループの実態解明と犯行拠点及び組織中枢の摘発を図る。

(注) 受け子とは、特殊詐欺において、被害者の自宅等に現金を受け取りに行く役割の被疑者をいう。

**イ 犯行ツール対策の推進**

携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断して無力化させるため、被害届や被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認の求めや当該電話に対する積極的な警告の実施等を迅速・確実に行うなど、犯行グループの弱体化を図る。

また、携帯電話不正利用防止法に定められた本人確認を行わないなど特殊詐欺を助長する悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するとともに、役務提供拒否等がなされるよう、携帯電話事業者に対して積極的に情報提供を図る。

**ウ 政治的・構造的不正の追及の強化**

政治情勢や地域・業界に内在する利権構造等の実態を的確に把握し、政治・行政と金をめぐる不正事案、社会制度を悪用した公金の詐取事案等の政治的・構造的な不正事件を検挙する。

(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

**ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進**

暴力団の首領を始めとする暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団対策法の効果的運用に努めるとともに、県民の安全確保を図りながら暴力団排除活動を推進するなどにより、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。

## イ 薬物・銃器犯罪の徹底検挙及び薬物乱用防止対策の推進

薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを徹底し、違法薬物の供給の遮断と需要の根絶を図るとともに、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を積極的に推進し、規範意識の醸成を図る。

また、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した薬物・銃器犯罪の取締りを推進する。

## ウ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析による実態解明を図るとともに、関係機関と連携の上、悪質・重大な犯罪や犯罪インフラ事犯<sup>(注)</sup>の取締りを推進する。

(注) 国際犯罪に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長罪等が挙げられる。

### (4) 検挙力の強化

#### ア 初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

鑑識専務員、鑑識専務代行員等の技能向上及び最新機器等の周知を図るとともに、高度な鑑識・鑑定資機材等を効果的に活用した的確な鑑識活動により、遺留指掌紋や微物等の客観証拠を適正かつ確実に採取する。

また、公判立証を見据え、押収した現場資料等の証拠価値を慎重に評価するとともに、紛失・混同等のないよう引き続き適正な保管・管理の徹底を図る。

#### イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化に対応するため、DNA型鑑定やプロファイリング、デジタル・フォレンジック<sup>(注)</sup>等の科学技術を犯罪捜査に活用する。

(注) デジタル・フォレンジックとは、犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続をいう。

#### ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

今後導入される取調べの録音・録画制度や通信傍受の合理化・効率化等の各種制度に的確に対応するため、取調べの録音・録画の試行を確実に実施するとともに、実戦的教養訓練による取調べ官の技能向上と経験の蓄積を図ることで、取調べの高度化・適正化を推進するほか、通信傍受指導官等による捜査員に対する指導教養を充実させ、通信傍受を有効かつ適正に実施する。

#### エ 効果的な捜査支援の推進

犯罪発生状況等の各種犯罪関連情報を総合的に分析し、被疑者の絞り込みやプ

ロファイリングによる各種捜査情報を迅速に提供することで、事件の迅速な解決に資する効果的な捜査支援を推進する。

また、情報分析担当者の能力向上や効果的な捜査支援を図るため、捜査員対象の研修会等の開催を推進する。

#### **オ 適正な検視業務の徹底**

犯罪死の見逃し防止を図るため、検視官臨場による検視、画像検査等を推進するとともに、死体取扱業務従事者に対して効果的かつ計画的な指導教養を行い、緻密かつ適正な検視業務を推進する。

## 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現

県内の交通事故は、平成18年以降、発生件数、負傷者数ともに減少傾向にあり、死者数については増減を繰り返しているものの、平成27年、28年は2年連続での40人台となり、平成29年は交通事故の統計データのある昭和31年以降、最も少ない34人となるなど、交通事故情勢は一定の改善が認められる。

しかしながら、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が依然として高い水準で推移しているほか、交通事故の多くが、前方不注意等の基本的な交通ルールを遵守していないことによるものであるなど、「第10次石川県交通安全計画」に掲げる「平成32年までに年間の死者数を40人以下、死傷者数を3,400人以下とする」という目標に対して、更なる死者数の減少を目指すとともに、死傷者数についても目標を達成するためには、なお多くの課題を有している状況にある。

このような情勢に対処するためには、超高齢社会を見据えた個々の特性に応じた交通安全教育や交通事故分析に基づく交通指導取締りなど、従来の施策を深化させつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故抑止対策を強化するとともに、関係機関・団体等はもとより、県民一人一人の理解と協力を得て、社会が一丸となった交通安全対策を講じていく必要がある。

また、交通事故の発生状況や道路整備、商業施設の新設等の交通事情の変化に対しても的確にこれを把握し、地域住民や道路利用者等の理解を得ながら、常に点検・見直しを図り、適時適切な交通規制を実施することに加え、道路管理者、関係機関・団体等と密接に連携し、信号機や道路標識等の交通安全施設の整備、生活道路における速度抑制対策等を計画的に推進することにより、安全で円滑な交通環境を実現する必要がある。

### 【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別											増減	
	昭47	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	件(人)数	率(%)
発生件数(件)	8,532	6,769	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	-343	-9.7
死者数(人)	183	56	54	64	44	44	61	55	46	48	34	-14	-29.2
負傷者数(人)	11,725	8,287	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	-419	-10.1

※ 昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

### 【平成29年中の交通死亡事故の主な特徴】

- 高齢者（65歳以上）の死者の割合が高い 22人 前年比－6人 構成率64.7%
- 夜間（日没～日の出）の事故が多い 21人 前年比＋3人 構成率61.8%
- 歩行中の事故が多い 17人 前年比＋3人 構成率50.0%

## 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して、地域の実態に即した、きめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、交通情勢の変化を的確に把握して、安全で円滑な交通環境を実現する。

### (1) 交通死亡事故等抑止対策の推進

#### ア 高齢者の交通事故防止対策の推進

##### (ア) 歩行中・自転車乗車中の高齢者対策の推進

各種シミュレーター等の教育機材を積極的に活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を効果的に推進するほか、自治体、関係機関・団体等と連携した家庭訪問による個別指導や交通監視と併せた街頭指導等において反射材用品等の普及啓発を図る。

また、毎月1日の「高齢者保護の日」を重点に、高齢者保護活動に取り組むほか、他の世代に対して高齢者の特性について理解を促し、保護意識の醸成を図る。

##### (イ) 高齢運転者対策の推進

ドライブレコーダー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、加齢に伴う身体機能の変化に対する自覚や安全に必要な技能・知識を再確認してもらうとともに、自治体、関係機関・団体等と連携した「安全運転サポート車<sup>(注)</sup>」の普及啓発を図る。

また、75歳以上の運転者に対しては、臨時認知機能検査等の適切な運用を図るとともに、認知機能検査全般に関する問合せ、相談等の対応に当たり、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

加えて、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援施策がより一層充実したものとなるよう、自治体、関係機関・団体等に働き掛けるとともに、自主返納制度及び各種支援施策を周知するための広報啓発を推進する。

(注)安全運転サポート車とは、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車をいう。

#### イ 運転適性相談等の充実・強化

##### (ア) 運転適性相談の実施態勢の充実等

運転免許を取得しようとする者等に対する運転適性相談を的確に実施するため、運転適性相談窓口の周知及び態勢の整備に努める。

また、医師会等との連携を強化するとともに、一定の病気等の疑いがある者の主治医からの届出や家族からの相談が行いやすい環境づくりに努める。

(イ) 専門性の高い職員の確保

高齢化の進展に伴い、今後、高齢者等からの相談の増加や内容の複雑化が更に進むことが予想されることから、相談窓口に医療・介護・福祉に関する知識を備え、高齢者等への応接に知見を有する職員等を確保するよう努める。

(ウ) 関係機関・団体等との連携の更なる強化

相談を必要とする高齢者等の取扱いに関し、自治体の福祉部局（地域包括支援センター等）を始め、地域の医療・介護機関等との連携強化に努める。

(エ) プライバシー等に配慮した個別聴取の実施

運転免許申請・運転免許証更新申請時における一定の病気等に係る質問票の交付・提出制度について周知に努めるなど、質問票における正確な申告を促すとともに、病状申告者に対しては、プライバシー等に配慮しつつ、個別聴取の的確な実施を徹底する。

## ウ 交通事故分析の高度化及び分析の成果に基づく効果的な交通安全対策の推進

地理情報システム（GIS<sup>(注)</sup>）等の活用による交通事故分析の高度化を図り、地域の実情や季節・時間帯別等の詳細な交通事故分析を行い、これを交通安全教育、交通指導取締り、交通規制等と有効に組み合わせた効果的な交通安全対策を推進する。

(注)GIS（Geographic Information System）とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

## エ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

(ア) 自転車の通行環境の整備促進

道路管理者と連携し、自転車専用通行帯、自転車走行指導帯の整備を推進する。

(イ) 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進

サイクルシミュレーター、小型ビデオカメラ、スタントマン等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進する。

また、自転車ルール・マナー検定等を通じて、自転車利用者に損害賠償責任保険等への加入の必要性やヘルメット着用を促すとともに、自転車運転者講習制度の適切な運用に努める。



【交通安全子供自転車大会】

(ウ) 教育機関、企業等における交通安全教育の推進

学校、教育委員会等に対し、自主的な自転車安全教育の実施等を要請するほか、大学等教育機関、企業等における交通安全教育の促進を図る。

(エ) 自転車に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導取締りを推進するとともに、自治体、関係機関・団体等と協働して効果的な街頭活動を推進する。

(オ) 関係機関等との連携

自治体、学校、教育委員会、道路管理者、自転車関係団体等との協力体制の強化を図るとともに、自転車活用推進法を踏まえ、自転車の交通ルール遵守等のための自治体等による取組を積極的に支援する。

## オ 交通安全教育等の推進

(ア) 歩行者等の交通事故を防止するための交通安全教育等の推進

幼児・児童には、幼稚園、保育園、小学校等と連携を図りながら、発達段階に応じた効果的な交通安全教育を実施するとともに、その他の年齢層には、自治体、学校、地域住民、事業所等と連携し、地域の交通実態に応じた実践的な交通安全教育に努める。



【交通安全教室】

また、運転者には、ドライブレコーダー等を活用して、歩行者の交通行動の特性について理解を促すなど、歩行者の保護意識の高揚を図る交通安全教育を推進する。

(イ) 薄暮時間帯及び夜間における交通事故を防止するための交通安全教育等の推進

歩行者には、反射材の視認効果を理解してもらうための交通安全教育のほか、靴や杖等に反射材用品を直接貼付するなど、反射材用品等の着用促進に努める。

運転者には、早めのライト点灯や、暗い道で対向車や先行車がない場合におけるハイビームの活用について広報啓発を推進する。

(ウ) 飲酒運転に係る県民の規範意識の確立

飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、関係機関・団体等と連携し、「石川版ハンドルキーパー運動」の普及促進等、飲酒運転根絶に向けた取組を更に進め、県民の規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転根絶の受け皿として、自動車運転代行業の健全化及び利用者の安心感等の向上を図る。

(エ) 被害軽減対策の推進

全ての座席におけるシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用の定着化に向けて、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育や広報啓発を推進する。

(オ) 運転中の携帯電話等の使用の危険性の周知徹底

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用が重大事故につながりかねない行為であることについて、関係機関・団体等と連携した広報啓発を推進するとともに、法令違反であることについて周知徹底を図る。

(カ) 交通事故実態に関する情報発信及び関係団体等に対する支援

交通事故情報を積極的に提供・発信するほか、関係団体等に対して、交通安全教育を適切に行うことができる指導者の育成及び活動への支援に努める。

## カ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故抑止に資する交通指導取締りを効果的に推進するため、いわゆるPDCAサイクル（計画・実行・検証・反映）をより一層機能させ、交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反や交通事故の被害軽減効果の高いシートベルトの着用義務違反等に重点を置いた指導取締りの徹底を図るとともに、事故多発路線における赤色灯を点灯させたパトカー等による警戒活動等の街頭活動を強化する。

(イ) 飲酒・無免許運転等の取締りの一層の強化

飲酒運転の実態に即した取締りを強化するとともに、運転者のみならず、車両等の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為に対する捜査を徹底し、確実な立件に努める。

また、無免許運転に対する強力な取締りを推進するとともに、車両提供者、同乗者、教唆行為等無免許運転周辺者に対する捜査を徹底し、確実な立件に努める。

(ウ) 歩行者保護のための横断歩行者妨害違反の取締り強化

横断歩行者妨害行為に対する交通指導取締りを強化し、運転者に対する一層の横断歩行者保護の意識付けの徹底を図る。

(エ) いわゆる「あおり運転」等の取締り強化

「あおり運転」等は、悪質・危険で重大事故に直結する行為であることから、あらゆる法令を適用した「あおり運転」等に対する強力な取締りを推進する。

(オ) 携帯電話使用等違反の取締り強化

携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転は、重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等違反の強力な取締りを推進する。

## **キ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進**

### (ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が的確に関与して初動捜査を徹底する。

### (イ) 組織的な被害者支援の推進

被害者等の心情やニーズを的確に踏まえた支援の徹底を図るとともに、重大事故発生時には、組織的な被害者支援を実施する。

## **ク 総合的な暴走族等対策の推進**

あらゆる法令を適用して暴走族の検挙を徹底するとともに、関係機関等と連携した暴走族等グループへの加入阻止、車両の不正改造防止対策等を推進する。

## **ケ 悪質・危険運転者に係る的確な行政処分等の推進**

### (ア) 常習飲酒運転者対策の推進

飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努めるほか、必要に応じて関係機関と連携し、相談先の教示を行うなど、常習飲酒運転者対策を推進する。

### (イ) 迅速かつ確実な行政処分の推進

重大な交通事故を起こした運転者等に係る違反登録に要する期間の短縮、仮停止の積極的な運用等行政処分に関する業務管理を徹底する。

### (ウ) 迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施

一定の病気等の疑いがある者を把握した場合には、迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施に努める。

## **コ 申請者等の立場に応じた的確な運転者施策の推進**

### (ア) 免許関係申請等の利便性の向上等

自主返納しやすい環境の整備を推進するなど、免許関係申請手続の簡素化、合理化に努める。

### (イ) 運転者教育の充実

更新時講習等における受講者の態様に応じた講習の実施、指定自動車教習所、指定講習機関等に対する指導監督の徹底等による運転者教育の充実に努める。

### (ウ) 外国人運転者対策の推進

外国運転免許証に係る運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努めるほか、外国人への運転者教育の充実等、国際化に対応した運転者施策を推進する。

### (エ) 県民負担の軽減に向けた取組の推進

各種免許関係事務の委託契約等に関して、競争性の確保された契約方法で業者を選定するなど、県民負担の軽減や教本の内容の充実にに向けた取組を行う。

## サ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

関係機関・団体等の活動が、適性かつ積極的に行われ、交通の安全と円滑に資することとなるように、連携・指導を強化する。

## (2) 安全で円滑な交通環境の実現

### ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の「社会資本整備重点計画<sup>(注)</sup>」に即して老朽化した信号機等の交通安全施設の維持管理、更新、撤去、長寿命化等を戦略的に推進するとともに、交通実態に即した効果的な交通安全施設等整備事業を推進し、交通事故の防止及び交通の円滑化を図る。

(注)社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律に定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

### イ 交通実態の変化等に即した交通規制及び道路使用許可業務の推進

交通事情の変化を的確に把握してハード・ソフト両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態及び地域住民、道路利用者等の意見も踏まえ、計画的に見直しを行う。

また、道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保とともに、地域活性化等を目的とする行事の開催等、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮して適切な運用を進める。

### ウ 生活道路、通学路等における交通安全対策の推進

生活道路の交通安全対策として、「ゾーン30<sup>(注)</sup>」を整備するなど、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進するほか、歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路においては、一時停止等の交通規制、信号機の改良等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。

また、通学路については、交通実態に応じた対策を推進するほか、学校、道路管理者等の関係機関と連携してハード・ソフト両面での対策を推進する。

(注)ゾーン30とは、いわゆる生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

### エ 高度道路交通システム（ITS<sup>(注1)</sup>）の推進

新交通管理システム（UTMS<sup>(注2)</sup>）のサブシステムである現場急行支援シス

テム（FAST<sup>(注3)</sup>）、公共車両優先システム（PTPS<sup>(注4)</sup>）等を効果的に運用する。

また、光ビーコン等を用いて的確に交通状況を把握し、交通の円滑化に資する情報提供を推進する。

（注1）ITS（Intelligent Transport Systems）とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組をいう。

（注2）UTMS（Universal Traffic Management Society）とは、警察庁の推進するITSであり、交通管理の高度化、交通事故削減による安全対策、交通の円滑化を目的としており、石川県で実施しているサブシステムには、FAST、PTPSがある。

（注3）FAST（Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

（注4）PTPS（Public Transportation Priority Systems）とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、定時運行を確保できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

## オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、交通状況に応じた信号運用、交通規制の見直し等のほか、交通信号機のLED化やエコドライブについての広報啓発活動を推進する。

## カ 総合的な駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、駐車監視員による放置車両確認事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金の滞納に対する使用者責任追及の徹底等に努める。

駐車規制については、より合理的できめ細かな交通規制の実施に努める。

## キ 大規模災害に備えた交通対策の推進

### (ア) 大規模災害に備えた各種訓練の実施

交通規制計画等に基づき、関係機関と連携した実践的な交通規制訓練等を実施する。

### (イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時において安全で円滑な交通を確保するため、自動起動型信号機電源付加装置<sup>(注)</sup>等の整備を推進する。

（注）自動起動型信号機電源付加装置とは、停電検出時に発動発電機を自動的に起動し、交通信

号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

## **ク 高速道路における諸対策の推進**

交通事故等の発生状況を詳細に分析し、事故多発区間や重大事故発生場所、逆走や歩行者等の立入り事案の発生地点については、道路管理者との共同点検を行い、交通危険箇所の安全対策を推進する。

また、高速道路を走行する際の心得及び車両故障や交通事故で運転が困難となった場合の措置について周知徹底するなど、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動を推進する。

## **ケ 自動運転技術の進展を支援する取組の推進**

自動走行システムの公道実証実験を行っている又は行おうとする実施主体に対する必要な助言・指導や、道路使用許可の申請に対する適切な対応等、自動運転技術の進展を継続的に支援する取組を推進する。

## 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

世界各地において、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案等が発生していることから、今後も邦人がテロ等の被害に遭うことが懸念される。

これまでに、I S I L（いわゆる「イスラム国」）等は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししており、これらテロ組織に共鳴する者が日本国内にも存在していることから、国内においてもI S I L等に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。また、殺人や爆弾テロ未遂等の罪で国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実等が判明するなど、これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。

国内においては、普天間基地の移設、原子力発電所の再稼働等の政権が進める諸施策や、領土問題等の各種社会問題を捉え、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させており、それに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関・団体等においてサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生している。

さらに、我が国の周辺では、北朝鮮が核実験や弾道ミサイル発射を繰り返し行うなど軍事力を誇示する姿勢を見せているほか、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化し、我が国の領海に侵入を繰り返す事案が度々発生するなど、緊迫した事態が続いている。

このように、我が国の治安や安全保障に対する脅威はますます多様化していることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析や違法行為の取締り、重要施設やソフトターゲットの警戒警備等の諸対策を推進するとともに、平成30年は、県内において「第17回日本スカウトジャンボリー」が開催されることから、これに伴う大規模警備にも万全を期す必要がある。

また、平成29年も、全国各地において地震や豪雨等による大規模災害が発生していることから、各種計画や関係規程の見直しを行うなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的かつ組織横断的に行うとともに、災害等への対処能力の向上を図るため、自治体等関係機関・団体との合同訓練を実施するほか、各種装備資機材の整備を進めるなど、自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

### 施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

## (1) 多様化する脅威への対応

### ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

テロ等につながる情報の収集・分析を強化するとともに、違法行為に対する積極的な取締りを推進する。

また、「第17回日本スカウトジャンボリー」開催に伴う大規模警備を完遂するため、関係機関・団体等と緊密に連携し、情報収集や管理者対策等の諸対策を推進する。

### イ 官民一体となったテロ対策の更なる推進

#### (ア) ソフトターゲット対策

制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するほか、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、ソフトターゲットに対するテロへの警戒を強化する。

#### (イ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者や取扱いを行う学校等を個別に訪問し、管理強化の要請や不審情報の提供依頼等を行うほか、テロリスト等が利用する可能性がある旅館やインターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に対し、利用者の本人確認の徹底を依頼するなど、爆弾テロ等違法行為の未然防止を図る。

#### (ウ) サイバー攻撃（サイバーテロ及びサイバーインテリジェンス）対策

重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）が世界的規模で頻発しているほか、テロリスト等がインターネットを攻撃手段としても利用している状況を踏まえ、民間事業者等と連携し、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、共同対処訓練を実施するなど、対処能力の向上に努める。

### ウ 精強な警備部隊等による警戒警備の徹底

厳しい治安情勢を踏まえ、不測の事態に迅速・的確に対応するため、実戦的訓練を繰り返し実施するなど、各種部隊等の練度向上に努めるとともに、これら部隊等による志賀原子力発電所や海空港、JR金沢駅等、県内の重要施設の警戒警備を徹底する。



【自衛隊との共同実動訓練状況】

## (2) 緊急事態対策の推進

### ア 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

東日本大震災後も全国各地で地震や噴火、豪雨等による大規模災害が発生していることから、いかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、災害対策について従前の取組内容を再検討するなど、平素の業務において災害に係る危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図る。

### イ 関係機関・団体との連携強化

平素から自治体や消防等と緊密に連携し、情報共有等を図るとともに、合同訓練の実施や防災訓練への参加等を通じて連絡体制の確立に努めるなど、緊急事態の発生に備えて関係機関・団体等との連携を強化する。

### ウ 緊急事態における対処能力の向上

自然災害等の緊急事態が発生した際、警察職員が迅速・的確に対応できるよう、災害警備等に関する指導教養を徹底し、危機管理意識の更なる醸成を図るとともに、初動態勢の確立に重点を置いた初動対応訓練や装備資機材の取扱習熟訓練、救出救助訓練等、実戦的かつ実効性のある訓練を実施するなど、対処能力の向上を図る。



【石川県防災総合訓練における訓練実施状況】

## 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

各種治安上の課題を解決し、安全安心な暮らしを願う県民の期待に応えるためには、「強くしなやかな警察」の確立が必要であり、現場を第一に考え、時代や情勢の変化に応じた組織全体の体制・運営の在り方を見直すなど、業務の効率化を最適化するための取組を進めていくことが求められる。

あわせて、組織の人的構成の変化により、現場執行力の低下を招かぬよう、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、組織一丸となって若手警察職員に対する効果的な教養訓練を実践し、「若さ」を「強さ」に変える早期戦力化を推進するほか、ワークライフバランスの推進等により、男女を問わず職員の能力を最大限に発揮できる環境を整えなければならない。

また、警察活動の拠点である警察署等の整備をはじめ、装備資機材、情報通信システム等の充実を図り、組織の活動基盤を強化する必要がある。

加えて、高度情報化社会の進展や県民のライフスタイルの変化等により、警察事象や警察に対するニーズが一層多様化・複雑化している中、県民の立場に立った警察活動を推進するためには、職員一人一人が厳正な規律に裏打ちされた高い倫理観を保持し、適正に業務を推進することはもとより、警察安全相談や苦情に対して真摯に対応し、県民の声を警察行政に反映させるほか、きめ細かな被害者支援活動等を一層推進していく必要がある。

### 施策の目標

- 業務の効率化の推進等及び組織の活動基盤強化により、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

### (1) 警察力の充実強化

#### ア 積極的かつ合理的な組織運営の推進

検挙力と事態対処能力を強化しつつ、時代や情勢の変化に応じて取組を進化させる「強くしなやかな警察」を実現するため、第一線で、日々、事件・事故に対峙している職員が、本来業務に集中できる環境を整え、その能力を最大限発揮できる組織運営に努めるとともに、業務の仕組みが時代や情勢の変化に対応できているか、第一線の過重な負担となっていないかなどの観点から、不断の見直しを行うことにより業務の合理化・実質化を更に推進する。

## イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

警察官という職業の魅力をアピールするため、就職説明会や警察学校オープンキャンパス等を開催するとともに、県警ウェブサイトやSNSを活用した情報提供等を行うなど、採用募集活動の充実を図り、真に警察官たるにふさわしい資質と熱意を持った優秀な人材の確保に努める。



【採用募集ポスター】

## ウ 適正な人事評価の推進

適正な人事評価に基づく公正かつ的確な人事管理を行い、組織全体の士気高揚に努める。

## エ 若手警察官の早期戦力化と幹部の指導力・指揮能力の向上

実戦的総合訓練や各部門の若手警察官育成プログラム等により若手警察官の職務執行力の強化を図るとともに、当直指揮訓練等の実戦的な現場対応訓練や教養担当者等に対する各種研修会を通じて幹部の指導力・指揮能力の向上を図る。

## オ 現場執行力の強化に向けた計画的な術科訓練の推進

警察術科は、警察官の現場執行力の基盤となるものであり、適正な職務執行と受傷事故防止の観点からも重要であることから、安全管理を徹底の上、計画的に術科訓練を推進し、精強な警察官の育成を図る。

## カ ワークライフバランスの推進

女性の視点を一層反映させた警察活動とともに、男女を問わず、勤務に制約のある職員を含む全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランスの実現を推進し、柔軟な組織運営を図る。

## キ 警察施設の計画的整備

警察力を強化するとともに、来庁者の利便性を図るため、警察署・交番等警察施設の計画的な建て替え、移転、改修等を行う。

## ク 車両・装備資機材の着実な整備充実

事件、事故や新たな犯罪等に的確に対応するとともに、警察官の受傷事故防止を図るため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

## ケ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

### (ア) 堅牢な情報セキュリティの実現に向けた取組の強化

情報セキュリティを脅かすインシデントに対する対処能力の強化を図るため、職員に対する教養、訓練を徹底する。

### (イ) 第一線警察の迅速な業務推進に向けた取組の強化

社会情勢の変化に即応した情報管理システムの構築・改修を行い、第一線警察における各種業務の合理化、効率化を推進する。

## コ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施や留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、留置担当官研修会の開催やロールプレイング方式による訓練等の実践に則した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進する。

## サ 組織的な健康管理対策の推進

職員が健康で仕事に専念できるよう、各種健康診断及びストレスチェックを実施するとともに、心や身体の健康づくりに係る各種施策に取り組むなど、組織的な健康管理対策を推進する。

## (2) 県民の立場に立った警察活動の推進

### ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進

警察本部や警察署に設置されている警察安全相談室を中心に、相談者の立場に立った適切な相談業務を推進する。

### イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

迅速かつ適切な苦情の調査を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図る。

### ウ 警察署協議会の効果的な運営

管内住民等の意見をより適切に把握し、警察署の業務運営に反映できるよう、警察署協議会の効果的な運営を推進する。

### エ きめ細かな被害者支援活動の推進

第3次犯罪被害者等基本計画<sup>(注)</sup>等を踏まえ、犯罪被害者等基本法の適正な運用を図るとともに、自治体、民間団体等関係機関と連携した、きめ細かな被害者支援活動を推進する。

(注) 第3次犯罪被害者等基本計画とは、平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とし、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利権益の保護が一層図られる社会を目指して定められた具体的施策をいう。

### オ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

警察職員が地道に職務に当たる姿や厳しい現場での活動等の広報素材を積極的に提供することで、県民に警察の真の姿を伝える広報を推進する。

### カ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効的な被疑者取調べの確認と警察職員に対する指導教養の推進により、不適正な被疑者取調べの未然防止を図る。

### キ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

他の都道府県警察や過去の非違事案の原因・背景を分析するとともに、部門横

断的に防止対策を検討するなど、非違事案の未然（再発）防止対策の推進を図る。

## 第4 警察予算

### 1 警察費の概要

平成30年度当初予算は、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、本年の県警察の重点目標である「交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進」など7項目を柱として、治安の更なる改善に向けた取組、警察施設や装備等の充実強化及び社会情勢の変化に対応する治安対策の推進のために必要な予算に重点をおいて編成を行った。

なお、本年3月の知事選挙のため、義務的経費と一部の政策経費に絞った「準通年型」として予算が編成され、平成30年度警察費当初予算額は24,715,913千円となっている。

前年度と比較して、警察署建設費の増等により物件費が増加となったこと、主に給与改定により人件費が増加したことにより、全体として2.4%の増となったものである。

【警察費の状況等】

(単位：千円・%)

項目別	年度別	平成30年度当初予算		平成29年度当初予算		増減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	率
警察費		24,715,913	100.0	24,145,802	100.0	570,111	2.4
人件費・恩給費		20,141,971	81.5	19,885,637	82.4	256,334	1.3
物件費		4,573,942	18.5	4,260,165	17.6	313,777	7.4
警察施設費		805,533	3.3	664,250	2.8	141,283	21.3
交通安全施設費		594,525	2.4	661,471	2.7	△66,946	△10.1
一般物件費		3,173,884	12.8	2,934,444	12.2	239,440	8.2
(参考) 県一般会計予算		515,351,000	—	532,124,000	—	△16,773,000	△3.2

### 2 主要事業

#### (1) 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

交流人口の拡大と社会情勢の変化に的確に対応するため、特殊詐欺被害抑止コールセンターの委託実施を継続するとともに特殊詐欺の予兆電話発生時に金融機関に対してFAXを一斉送信し、注意喚起する事業を新たに実施するほか、検挙力及び事態対処能力の強化のため、突入用耐刃防護衣を更新整備する。

#### (2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯ボランティア講習会や地域住民への安全情報の提供を継続するほか、精強な地域警察を構築し、街頭活動の推進を図るため、通信指令システムの計画的更新と運用維持、警察機動力の確保に不可欠な小型警ら車、交通取締四輪車、交通事故処理車の更新等、各種資機材を整備する。

#### (3) 人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進

少年補導員等の活動支援や、非行少年の立ち直りを支援する「農作業体験を通じた居場所づくり」「立ち直り支援ボランティア育成研修会」を引き続き実施し、非行少年を生まない社会づくりと少年を保護する対策を総合的に推進する。

#### (4) 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

殺人・強盗等の重要犯罪、特殊詐欺、住宅対象侵入窃盗等、県民の生活を脅かす犯罪の早期検挙及び被害の拡大防止のため、各種捜査支援資機材を整備するとともに、新たな刑事司法制度に対応した警察捜査を推進するため、取調べ録音・録画装置を増設整備し、平成31年6月までに施行される裁判員裁判対象事件に係る取調べの全過程録音・録画の義務化に備える。

また、DNA型鑑定を始めとする各種鑑定機器の適正な運用維持等により、科学技術を活用した捜査を一層推進するなど、捜査活動基盤の充実を図る。

#### (5) 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現

交通事故死者数の更なる減少を目指し、死者全体の半数以上を占める高齢者の交通事故防止対策として、街頭における交通安全指導・保護誘導を通じて行う交通安全教育、体験・実践型の自動車及び自転車運転者に対する安全運転教育を引き続き実施するほか、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを行うため、レーダースピードメーターやアルコール測定器を計画的に整備する。

また、交通管制システムを更新するとともに信号機等の交通安全施設を重点的、効果的かつ効率的に整備し、安全で円滑な交通環境の整備を推進する。

#### (6) 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

自然災害を始めとする緊急事態の対応に万全を期すため、火山対策装備等、救助活動用装備資機材の整備に取り組み、自然災害等への対処能力の更なる向上等、危機管理体制の充実強化を図る。

#### (7) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

治安維持体制の充実強化のため、指導能力向上に資する各種研修や術科用具の整備を引き続き実施し、若手警察官の早期戦力化と幹部の指揮能力向上を図る。

また、警察施設の計画的整備を推進するため、寺井警察署について、平成30年秋の完成と供用開始に向け、能美市三道山町地内に移転整備を進めている。なお、供用開始に合わせ、名称を能美<sup>のみ</sup>警察署に変更する。

### 3 平成30年度当初予算 警察本部主要事業の概要

事業名	金額(千円)	説明
<b>身近な安全・安心が確保された社会づくり</b>		
<b>1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進</b>		
(1) 犯罪情勢の変化に対応した検挙活動の推進		
・ 特殊詐欺予防対策の推進	6,057	特殊詐欺予防対策の実施 ・ 特殊詐欺被害防止コールセンター委託 ⑨・金融機関へのFAX一斉送信
・ 検挙力及び事態対処能力の強化	2,039	突入用耐刃防護衣整備
(2) JR金沢駅周辺、観光地における犯罪抑止・雑踏対策		
・ 風俗実態の徹底把握と違法営業の厳正な取締	6,844	片町街頭防犯カメラシステムの運用
(3) 訪日外国人等の急増への対応		
・ 外国人とのコミュニケーションの円滑化への取組	2,700	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など
<b>2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進</b>		
(1) 安全・安心まちづくりの推進		
・ 地域的情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進	3,060	安全情報の提供、防犯ボランティア講習会の開催など
・ 特殊詐欺予防対策の推進	6,057	特殊詐欺予防対策の実施(再掲) ・ 特殊詐欺被害防止コールセンター委託 ⑨・金融機関へのFAX一斉送信
・ 総合的なサイバー犯罪対策の推進	4,834	⑩サイバー犯罪対策技術者養成など
・ 適正な許可等業務の推進	6,426	風俗営業所管理者講習の実施など
(2) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進		
・ 通信指令機能の強化	263,821	通信指令システム、デジタル無線システムの運用など
・ 警察機動力の確保	92,360	小型警ら車、交通取締四輪車等の更新整備、 県警ヘリコプター、警備艇の定期点検など
・ 積極的な街頭活動等の推進	23,133	盗難車両等照会システムの運用など
<b>3 人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進</b>		
・ 非行少年を生まない社会づくりの一層の推進	5,218	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援
・ 少年非行防止教室の開催	2,595	ピュアキッズスクール・薬物乱用防止教室の開催
<b>4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙</b>		
(1) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進	5,072	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 国際犯罪の徹底検挙	7,194	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など(一部再掲)
(2) 検挙力の強化		
・ 効果的な捜査支援の推進	45,333	捜査支援資機材の整備など
・ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進	3,886	⑩取調べ録音・録画装置整備
・ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用	90,064	DNA型鑑定等の鑑定試料分析機器の運用など

事業名	金額(千円)	説明
<b>5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現</b> (1) 交通死亡事故等抑止対策の推進 ・ 交通安全教育の推進 ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 (2) 安全で円滑な交通環境の実現 ・ 交通安全施設整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進 ・ 総合的な駐車対策の推進	9,518 18,835 594,525 7,337	交通安全教育、高齢運転者対策の推進 ・ 高齢者対象の体験・実践型自動車運転講習の委託実施 ・ 高校生交通安全フォーラムの開催など 飲酒運転、著しい速度超過など悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・ レーダースピードメーターの整備など 交通管制システム、交通信号機、道路標識、道路標示の整備 ・ 交通管制システムの更新整備 放置車両確認事務の委託、同管理システムの運用
<b>6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進</b> ・ 緊急事態対策の推進	6,580	災害対策訓練の実施、ヘリコプター・テレビシステムの運用、災害警備活動用装備資機材の充実など ・ 非常用食糧の計画配備、火山対策装備の整備など
<b>7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進</b> (1) 現場執行力・治安維持体制の充実強化 ・ 若手警察官の早期戦力化と幹部の指揮能力向上 (2) 警察活動の拠点となる警察施設の計画的整備 ・ 警察署庁舎建設費 (3) 県民の立場に立った警察活動の推進 ・ 警察署協議会運営費 ・ きめ細やかな被害者支援活動の推進	6,438 696,439 5,621 5,620	指導能力向上を図る研修会の実施、術科防具の整備など 寺井警察署庁舎の移転整備(平成30年秋完成予定) 地域の実情に即した警察署協議会の開催 犯罪被害者の負担軽減及び広報相談活動の実施、支援

